

令和5年第7回 総務文教委員会会議録

令和5年12月7日

第2委員会室

開 会： 午前9時57分

委 員 長 服部 紀史

副委員長 山内 敏敬

2番委員 伊藤 勝彦、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 安藤 直実

委員長 ; 皆さんおはようございます。定刻少し前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから令和5年第7回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る11月29日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。本日は早朝より、総務文教委員会、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

少し近況の報告を申し上げます。先週12月の2日、3日。2日の日はまちなか市でございまして、例年通りの普通のまちなか市が行われました。それまでの秋のまちなか市が随分と大きい人出でしたものですから、非常にほんわかとしたムードで行われまして、ありがたかったと思っています。

それから、3日の日は武並町でアヴェニールマルシェが行われまして、スケート場なものですから、スケートをやりながらということで、駐車場がいっぱいで、なおかつスケート場のため冷たい空気がたくさん来て、3度ぐらいだったんですかね。それでも多くの人出があり大変にびっくりいたしました。そのあとは山岡町の芸能文化発表会ということで、お邪魔させていただきました。道すがら温度計見ますと0度ということでございましたけども、山岡町の皆さんも大変熱うございまして、一生懸命に熱演をしていただいて、本当にありがたいなと思っております。今週末は、今日、課長もおりますが、公共交通のシンポジウムも行われます。まだまだイベントがいろいろあります。ぜひ皆様には御参加いただけたらと思っております。

総務文教委員会、いくつかの案件、付託事件あります。どうぞ活発に御意見いただき

ますように、よろしく申し上げます。以上です。

委員長 ; はい、ありがとうございました。

続きまして、千藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; おはようございます。早朝から御苦労さんでございます。

早いもので、12月になって、もうすでに1週間済んでしましまして、あと残るところ今年も僅かでございます。特に今議会から開かれた議会、活発な議論ができるよ
うにということで、新しい制度も試行的にやらせていただくことになりましたので、
委員会につきましても、しっかり議論をしていただいて、いい形で委員会を進めて
いただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

委員長 ; はい、ありがとうございました。

冒頭に申し上げておきますが、ただいま議長のほうからも、少し話がありました。
この12月議会から、反問を試行的に行うこととされております。反問を行う際には、
挙手してから、反問する旨、明言し、委員長の許可を得て、行っていただくようお願い
しておきます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けており
ますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせ
ていただきます。

なお、発言及び反問については、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯し
ていることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますよう
お願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第79号、恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; はい、お願いします。議第79号について質問いたします。

多分、全員協議会でも説明があったかとは思いますが、今回、行政不服審査会委員及
び情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬が変わるということで、大変、弁護士が
今まで3,000円で済んでいたということと、えっ2万円になった。それは審議中
が1件あるというお話でしたけども。もう少し詳しく不服審査会の仕事であるとか、
今回増えた理由をお尋ねしたいと思います。お願いします。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; はい。よろしくお願いします。まず、行政不服審査会というものについて、御説明させていただきます。

行政不服審査法に基づき設置された機関で、審査請求についての採決の客観性、公平性を高めるために、第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックすることを目的としております。審査庁からの諮問、市からの諮問を受けて、公正な手続のもとで調査、審議し、答申を行う機関というものとなります。

今回 3,000 円から 2 万円ということですが、全員協議会でも説明したところでありますが、現在、恵那市においては、行政不服審査請求を受けて、行政不服審査会に諮問し、審査会で答申を行った事例はありませんでした。ただ、現在、行政不服審査の申立てがありまして、審査中の案件があること、また、今後、審査会に諮問し答申することになると、弁護士として選任されている委員さんが作成する答申書については、専門的な知識や経験というのが必要となり、手間もかかることから、現行の 3,000 円から条例の中で別に定めています、法令遵守審査会委員の弁護士の額と同額の 2 万円に改めるものです。

また、もう一つありました、今までの中で、個人情報保護審査会というのがありまして、その中では審査会というのが開催されておりましたが、審査をする内容が目的外利用だとか、外部提供、その場ですぐ判断ができるような内容ということで、特に弁護士の方が作成するような資料というところがなかったというところの中で、3,000 円で受けていただいていたところでした。

今後、情報公開・個人情報保護審査会でも、不服申立てがあって審査する場合は、行政不服審査と同等の事務をすることも考えられるため、今回このように改正したものです。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、5 番委員。

5 番委員 ; はい、今の説明で大体分かりました。今の委員ですけれども、弁護士とその他の委員ということになっておりまして、その他の委員につきましては、条例を見ると委員は識見を有するものというふうにありますけれども、その他の委員が 3,000 円ということでしたので、その他の委員はどのような方が受けているのかをお尋ねしたいことと。もう一つは、弁護士を 2 万円となると、その委員との 3,000 円との開きが結構あるんですけども、その開きをどういうふうに理解していったらいいのか。そこをお尋ねします。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; はい。委員の内訳になりますが、弁護士が1名、行政相談員が1名、人権擁護委員が2名、保護司の方が1名ということで、今、計5名で行っております。

今、お尋ねのほかの委員 3,000 円と2万円の差というところですが、私どもが想定をしている弁護士の役割というところがですね、特に答申書をつくる場合というところで大きく手間がかかる場合があるというところの中で、そういった場合は2万円ほど。やはり3,000 円と、ほかの今までお願いしている弁護士を想定した金額と、お願いしているその仕事の内容としては合わせたいっていうことと、現在、今までありました、その情報公開・個人情報保護審査会というものが、法律が改正されてから判断する材料というガイドラインが出てきたものですから、今までみたいな頻繁に行われる内容がなくなったということで、今回、その弁護士の仕事として想定する内容としましては、答申書に係る、ほかの委員の方がなかなかそういった知識経験がない中で、弁護士の方が中心になってつくっていただく資料が多くあるということとを想定して、2万円と考えているところです。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい、2万円の根拠は先ほどの法令遵守の委員会の金額と同等にするということでしたけど、近隣の市を見ますと2万円は、恵那市が最高額というか、かなり高額になるんです。確かに弁護士さん、答申でいろいろお仕事もあると思うんですけど、件数がまだ少ないっていうところもあるので、その2万円の根拠っていうのが、法令遵守の委員会と同等にするっていう、そこだけでいいのか。まあちょっと、ほかの違いもあるので、近隣市との比較の中で少しどういうふうに考えられるのかと思って。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; 近隣市というところの今回、比較としては考えていませんでした。

過去に、先ほど申しあげました法令遵守審査会が開催されて、過去に弁護士の方にお願いをして、やっていただくという中で、当初2万円という定めたものがあったものですから、それと同等というところで。他市と当然、審査会に依頼する内容の中でつくっていただく資料は同じになるとは思いますが、恵那市としては今の2万円を基本にお願いしていきたいと考えているところです。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 79 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; ありがとうございました。全会一致であります。よって「議第 79 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 80 号 恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部改正について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 80 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; ありがとうございます。全会一致であります。よって「議第 80 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 81 号 恵那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、お願いします。議第 81 号マイナンバー及びマイナンバーカードの活用に関わるものだと思いますけども。実際、今、行政手続、特に市民サービスなどでマイナンバーカードはどのようなところで使われているのかということと、このような効率化が進められているということがあったら、お聞きしたいと思います。

また、今朝の新聞には、マイナ計 5,032 件誤登録というようなものがありましたけども、何か問題など起きていないのでしょうか。よろしく願いいたします。

委員長 ; はい、企画課長。

企画課長 ; マイナンバーカードについて、恵那市独自の活用というのは、今、特段行っていないという状況です。

また、マイナンバーカードの活用において、個人情報の流出の危険性など懸念されることにつきましては、国会の議論でありまして、その利用範囲は条例で定める行政事務に限定するということでありますので、制度面とかシステム面での、それぞれのセキュリティーですね。その辺の対策が講じられております。なので、この仕組みは今回の改正によって変わるものではないという国会の議論がされているということであります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 8 1 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; ありがとうございます。全会一致であります。よって「議第 8 1 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 8 6 号 指定管理者の指定について（おさしま二葉こども園）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい、お願いします。おさしま二葉こども園については、平成 31 年から 5 年間やられておりますけども、説明の中で保護者からの信頼が厚いことであるとか、県の社保協の評価でも全て A 評価になっていることを聞きました。指定管理委員会で問題がなければ継続ということで、幾つかお聞きしたいんですけども、ちょっと 2 つに分けてお尋ねしたいと思います。

1 つ目です。待機児童の問題です。250 人定員で今 200 人とのことですが、心配されるのは未満児の保育です。待機児童できていないかということで、現在の定員の数。それに対する実際の数、また潜在的待機児童がいるかということをお尋ねしたいと思います。

それと同時に、支える職員体制がどうなっているのか、看護師はみえるのかなど、よろしく願いいたします。

委員長 ; はい、幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。お願いします。まず、待機児童、潜在的待機児童と呼ばれるもののお話です。全体の定員に対して今の実数というところからいきますと、全体の定員が240名です。240名に対して、現在12月時点で200名の方が入園されています。未満児と以上児に分けると、3歳未満児が52人、3歳以上児が148人という形になっております。

潜在的待機児童というのは、現在1名の方が待ってみえまして、この方は、まだ育児休暇中ということでございます。

それから職員数のお話です。職員数、配置人数としては28人の職員を配置して、クラス担任等々に当たっているというところでございます。正規が23人、非常勤5人ですが、これ5人、5人区を、何人かで担当するということがありますので、実人員としてはもう少し非常勤が多くなっております。正規の職員の中に看護師は1名入っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、5番委員。

5番委員 ; はい。第三者評価も年々よくなってきたということで、よかったと思います。

1つお尋ねしたいのは、指定管理の仕様書を見せていただいたんですけども、看護師の配置を仕様書の中に定めてあるってところなんですけど。公立のこども園は看護師の配置は義務化はされていないと思うんですけど、おさしま二葉こども園に限ってですか。看護師配置っていうのは。どういうことで看護師を配置されているのかということと、この看護師の配置による効果とかよかったことがあれば教えていただきたいのと、もう1つは看護師を配置する中で、単価ですね。単価見ると、一般的に看護師は多分高くなると思うんです。それを看護師さんが保育士をやるといことになるかと思うんですけど、指定管理料にそれを多分上乘せされると思うんですけど、このあたりはどういう考えでやっているのかお聞きします。

委員長 ; はい、幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。看護師の配置についてです。

このおさしま二葉こども園は、二葉幼稚園と長島保育園が一緒になっておさしま二葉こども園ということで誕生したわけですが、以前から二葉幼稚園に看護師を配置してみえたということで、その流れをくみながらやっているということと、以前、昭

和の時代ですが、今おっしゃられたように看護師が保育士のかわりに未満児をみる
ことができる制度がございまして、その制度を使って、当時やってみえたと思うん
ですけれども、その流れの中で、急にこども園になった時点で看護師がいなくなる
というのは保護者さんの不安も大きくなるということで、看護師の配置をさせてい
ただいています。

それに対する効果ですが、保護者や保育士も含めて看護師がいるということで、何
か転んだときに、すぐに診ることができるということはないですけど、そういった
ところの対応などが効果かと思っております。

それから、雇用の単価については、これは国の公定価格に基づいてお支払いをして
おりますので、その価格の中で雇用していただいていると考えております。以上で
す。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; じゃ、もう1つおさしま二葉こども園についてお尋ねいたします。

現在のところに建設するに当たって、1番心配されたのは、駐車場はどうかとい
う問題と、それから交通渋滞が心配されるということがありましたけど、その辺
りは今どうかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点、保護者や地域からの困り事とか御相談はないかお尋ねいたします。よろ
しくお願いします。

委員長 ; はい、幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。駐車場の件です。御承知のように、非常に町なかにございまして、狭いところ
でありますので、園の前の駐車場と少し離れたところにあと2か所、市の土地を
用意して駐車場として利用しております。

園の近くには年少それから未満児の送り迎えをする。それから、少し離れたところ
で年中、もう少し離れると年長ということで、その辺りは園のほうから、保護者の方
に協力を願って、そのような運用をされているというところですよ。

それについて困り事ですが、市のほうに直接ということではないですが、今の少し
離れた駐車場から荷物等を持って行かなきゃいけないときなどがありますので、そ
のときに一部の保護者さんですが、年長さんなんだけど園の前の駐車場まで来てし
まうというような事例もあったというふうに聞いております。これはまた、保護者
さんへ御理解、御協力をお願いするということで、それぞれお願いをしております。
以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 86 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; ありがとうございました。全会一致であります。よって「議第 86 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 90 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 6 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい、4 番委員。

4 番委員 ; はい、予算資料の 16 ページの 1 項 13 目の防災推進経費です。防災行政無線のことで全員協議会でも説明をいただきました。耐用年数を過ぎておって不具合が出るということで更新をするということで、これはもちろん、補正を組んでまでやっていたかどうかということで良いかと思います。

ただ子局と受信機が令和 8 年度以降の整備を考えているというような説明でしたけど、この今の親局、中継局は補正を組んでまで対応するという中で、この令和 8 年度以降についていう、その考え方、その辺があれば、教えていただきたいです。

委員長 ; はい、危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。よろしくお願いいたします。子局と、戸別受信機の更新についての御質問かと思います。今回の親局と中継局の更新につきましては、起債としまして緊急防災減災事業債を活用させていただいております。

緊急防災減災事業債につきましては、令和 7 年度までで一区切りするというものでございます。

子局、戸別受信機を更新するためには、事前に実施設計を行い、どのように配置していくかということを確認しながら、更新していくということになります。単年度では、数も多いものですから、終わることができないため、令和 8 年度以降に、有利な起債等を勘案しながら、更新をしていきたい、計画を立ててまいりたいということ

でございますので、令和８年度以降とさせていただきます。以上でございます。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

４番委員。

４番委員 ; はい、予算的なものが主な理由かなという、今、答弁やと思うんですけど。事はやっぱり防災ということですので、できる限りこれ早く、その更新をしなきゃいけないということで予算化していくんであれば、もう少し早く考えていっていただくのが筋かなというふうに思います。これは要望になります。よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい。ほかにありませんか。

はい、３番委員。

３番委員 ; はい、お願いします。予算資料の５ページ、３款２項３目のこども園改修事業についてお尋ねいたします。

旧佐々良木保育園の解体を行うもの。かなり古くなっているようですが、解体後の土地利用の予定が何かあるんでしょうかということです。

もう１点、やまびここども園の増築工事の中身をもう少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい、幼児教育課長。

幼児教育課長 ; はい。佐々良木保育園の跡地ということでございます。

佐々良木保育園については、過去かなり前から平成２２年頃から、地元のほうへ跡地の利用がないかということでお願いをして、地元でいろいろと検討をしていただいております。その後、今年の８月の時点で、地元から跡地の利用については、地元としての利用はないのでお願いしますということで、ただし跡地のその後の利用としては、人口減少対策、移住対策等に使えるようなもので、市のほうでしっかりとやってくれというような要望書もいただいております。今回取壊しをした後には、地元の要望に沿うような形で、今、庁舎内で検討を始めているところでございますのでお願いをします。

それから、やまびここども園の改修ですが、基本的には未満児室の増床を行っております。今回お願いするところは、未満児室の増床等を含めて、未満児用の園庭を整備しようということで、補正をお願いしているということです。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

２番委員。

２番委員 ; 予算資料２３ページをお願いします。

６項３目、スポーツ施設管理経費のところ、よく使われる体育館の照明のＬＥＤ

化のところですけど、今回、まきがね西体育館それから毛呂窪体育館、それから明智B&G海洋センター体育館の3か所ですけど、明智のB&G結構、これまで照明切れていて、なかなか替えるの大変だったものですから、これLED化にさせていただくってこと大変いいなと思っていますけど。これほかの体育館とか、あるいは今後LED化にする予定とか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。今回、この3か所LED化をさせていただきますが、スポーツ課所管の体育館のうち、LED化されている体育館は、まきがね公園体育館と山岡B&G体育館でありまして、今回この3体育館をやると残りがですね、上矢作体育館になります。こちらにつきましては、ほかと比べて規模が大きいことと、あとは、現行の照明の仕組みが複雑ということもあります。また、今回につきましては、地方創生臨時交付金を使つての事業となり、年度内に工事を完了させる必要があることから、次年度以降にまた、残りの上矢作体育館について検討することとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; はい、予算資料の概要のほうですけども、6ページ、2款1項21目、国際交流推進事業費です。

ここには万博国際交流プログラムによるポーランド共和国との国際交流事業を行うものとありますけども、この万博というのは、大阪万博を指しているのかということと、具体的に何か企画されているものがあつたらお願いしたいと思います。

委員長 ; はい、企画課長。

企画課長 ; はい。最初の質問はお見込みのとおり、2025年の大阪関西万博のことです。この事業の中身につきましては、これを機会にポーランド国との交流を深めていくということですが、具体的には中山道広重美術館とポーランドの日本美術・技術博物館マンガとの交流に関する内容になっています。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、4番委員。

4番委員 ; 予算資料23ページ、5項4目、文化センターの管理経費です、通路シェルターって僕、ちょっと覚えがないんですけど説明を受けたかなと。今、改修をやっていたいているのと含めて、文化センターの維持管理の予算が結構出てくるんですが、これは、

まだまだあるのか。少しずつやっていかなければしょうがないということなのか。
ほんととやれないものなのか、ちょっとそこら辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長 ; はい、生涯学習課長。

生涯学習課長 ; はい。通路シェルターについてはですね、現在、駐車場から大ホールの入り口まで
しかないというところで、会議等にパソコン、プロジェクターを使用したり、こども
も元気プラザのほうに行かれる小さなお子さんを連れのお母さんが、雨よけのない
中、行かなくてはいけないというところで、大ホールの入り口まであるところから
文化センターの玄関までをつなげる形で、シェルターを設置することを検討してお
ります。

あと、ほかの改修についての工事費が盛ってあるというところですけども、前回、
全員協議会で説明もさせていただいたスプリンクラーの設備のアラーム弁の修繕と
いうことで、今年度、工事を進めていたところ、別のところに不具合が見つかったと
いうところで、工事費を計上させていただいているところです。

それに先ほどの、シェルターとあわせて、正面玄関の入り口のブロック、舗装が凸凹
になっているというところがあり、施工していきたいと考えております。以上です。

委員長 ; 今後の取組方の答弁がちょっと漏れていると思いますけど。

生涯学習課長 ; はい。すいません。今後の取組方については、議員おっしゃるとおりに、一遍に全
てをっていうところが難しいこともありますが、今のところ分かっているところの
修繕は計上させて進めているっていうところで、お願いしたいと思います。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、2 番委員。

2 番委員 ; 予算資料の 22 ページ、小学校教育振興費で小学校児童図書購入費の増ですけど 23
万円ですかね。これこの段階の増っていう、これちょっと聞き逃したか分かりませ
んけど、増っていうのがどういういきさつか内容かってのをちょっとお知らせく
ださい。

委員長 ; はい、学校教育課長。

学校教育課長 ; はい。こちらにつきましては、今年度、恵那商工会議所青年部様がジュニアエコノ
ミーカレッジという行事を行いました。その中で、6 つの小学校の子どもたちが
参加いたしまして、企業を設立そして販売、そして収益、納税、これを体験する中
で、納税相当額分として寄附をいただいております。3 万 5,000 円ほどになりま
す。それをいただく中で、子どもたちに対して、参加された学校に図書として還元
するということで、23 万円計上させていただいております。よろしくお願いま

す。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、5 番委員。

5 番委員 ; はい。何点かありますので、ちょっと分けていきます。

予算資料 15 ページと 16 ページです。歳入のところで、合併特例事業債。これはですね当初予算で 5 億 4,000 万円ほど見込んでおったのを、何回か補正を入れて、今年度、8 億 8,600 万円ほどとなりますけど、これ合併特例、来年度までの事業だったと思いますので、残りの額どれぐらいあるのかということ。次年度以降ですね、これすごく有利な起債だったんですけども、これに代わるような起債が、今はあるのかどうか、その見込みについて分かれば教えていただきたいのと、あとは 16 ページの公共施設整備基金積立金です。今回、決算剰余金の 2 分の 1 を下らない額を基金に今回も積み上げて、これ毎年 12 月補正ですごい金額を、剰余金が多かったっていうのもあるけれども、積み上げまして 88 億円となります。ということで、お金、まあ施設たくさんあるしっていうところによく分かるんですけど、実際に使い道、少し説明していただければと思います。

委員長 ; はい、財務課長。

財務課長 ; 合併特例債の可能額についてですが、まず初めに、今回の 12 月補正の追加も含めて、起債可能額は残り約 2 億円弱となっております。ほぼ、活用している状況になっており、今後、令和 5 年度の事業実績によって借入額が減額となって、起債可能額が増額となれば、現在編成中の令和 6 年度予算に有効に活用していきたいと。全額使えるように活用したいと考えております。

来年度で合併特例債の発行が終わるわけですが、今後の見込みは、代わるものについては、今のところは見込みがないということです。新たに防災事業など事業に沿った有利な起債を探しながら行っていきたいと思っております。また国庫補助金も含めて、財源確保には努めたいと思いますので、お願いいたします。

2 点目の基金積立てについては、公共施設整備基金は道路など基盤整備事業や、学校や福祉施設などの整備、修繕、改修に活用したいと考えております。剰余金が出てその 2 分の 1 を下らないことで、議員おっしゃられたように、半分以上、公共施設というのは、今後、先ほども柘植議員からもありましたように、文化センターの修繕とかそういうものが出てきたりするときに活用したいと思っております。

しかし、公共施設整備基金についても、安易に取崩しは行わず、国庫補助金や有利な起債などを活用して、財源確保に努めながら、基金の充当を検討していきますので、

お願いいたします。以上になります。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

はい、5 番委員。

5 番委員 ; 予算資料 16 ページの、総務費広報広聴事業費です。

この金額でウェブサイトの移行業務をするということでしたけど、ちょっと事業の内容のもう少し詳しい説明と、これ市としてどういった効果があるのか、あと、市民にとって何か変わるのか。よりよいホームページになるとか、その辺の効果、期待する効果があれば、お願いします。

委員長 ; はい、総務課長。

総務課長 ; はい。今回の補正の内容というのが、現在、恵那市本体のウェブサイトと市議会ウェブサイト、あと学校、こども園のウェブサイト、別々でサーバーで管理を行っておるものが、今回の市議会、学校、こども園のウェブサイトの管理、使用するサーバーの OS のサポートが終了していること。現在、賃貸借しているサーバーの保守契約も来年の 9 月末で終了するということから、早期に移行完了を踏まえると、早期着手が必要というところで、12 月補正でお願いをしたところです。

1,596 万 4,000 円という金額の中では、今あるホームページを新しく移しても、同じようなものは当然見えるようにという、移行作業費というところが必要になってくるのですが、そこの部分についても、手作業じゃないとできないものもあるという中で、積算した金額がこういったものになっているところです。

今回、移行することによって、今使っている恵那市のサーバーに集約できるというところで、今までの市議会や、各学校、こども園のサーバーの保守料と利用料がいらなくなるというところでは、金銭面的にいうとメリットが出てくると。当然ホームページというのも、今回移行する中で見直しする部分が出てくると考えておりますが、現在の、当然ホームページ、本体のものもそうですけども、できるだけ見やすく分かりやすくというところの中で、日々検討しながら、更新や、その年でも直るものは市民の声も当然聞きながら直していきたいと考えておりますので、よろしく願いします。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第90号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; ありがとうございました。全会一致であります。よって「議第90号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

.....

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、令和5年第7回総務文教委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前10時42分閉会

.....

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 服 部 紀 史